

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2019

課題番号：23720344

研究課題名(和文)開港期朝鮮の対日外交政策研究 漁業問題をめぐる条約の締結過程と運用実態を中心に

研究課題名(英文)A Study on Korean Foreign Policy to Japan in the Opening Period: Focusing on Treaties Concerning Fisheries Problems

研究代表者

酒井 裕美(SAKAI, HIROMI)

大阪大学・言語文化研究科(言語社会専攻、日本語・日本文化専攻)・准教授

研究者番号：80547563

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：東アジアにおいて、19世紀後半以後は、西洋国際法に則った条約によって規定される国際関係が形成され始めた草創期であった。この状況で優等生であろうとした日本と対照的に、朝鮮はある意味西洋国際法的発想から自由な、独自の構想をもった外交政策を展開していた。

具体的にいえば、開港期における朝鮮外交の基本方針の一つには、条約本文の規定自体を自国に有利に制定するよりも、条約の解釈、運用によって自国の利益を最大限に引き出そうとする考え方があった。本研究はそのような朝鮮外交の動態的な側面を、日本との貿易章程や漁業章程といったより具体的な細則の制定過程の検討から、より立体的に描き出した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来「無知」「無能」としてほとんど無視されてきた開港期の朝鮮外交に、西洋国際法的な発想からは理解しがたい、しかし当時としてはそれなりの妥当性と実効性があった構想、目的が厳然として存在していたことを、具体的に実証したという意味で、開港期の朝鮮外交史のみならず、朝鮮近代史研究においても新しい視角を提供したという学術的意義をもつ。

また、一つの条約をめぐって解釈や運用方法がそれぞれの立場によって異なり、逆にそれが利用されていたという当時の日朝関係を理解することは、見解の違いが対立の先鋭化にのみつながるのではないという意味で、日韓関係が外交的に混迷する現在、示唆するところがあるだろう。

研究成果の概要(英文)： In the latter half of the 19th century, in East Asia, it was the beginning of the formation of international relations stipulated by treaties based on Western international law. In contrast to Japan, who tried to be an honor student in this situation, Korea developed the foreign policies with its own concept, which was free from Western international law in a sense.

Specifically, one of the basic policies of Korean diplomacy during the opening of the port is to maximize Korea's interests by interpreting and operating the treaty rather than establishing the provisions of the treaty in its favor. This study examined the process of negotiations for establishment of detailed rules that are essential for operation such as Trading rules and Fishery agreements with Japan, and clarified the dynamic aspects of Korean diplomacy.

研究分野：朝鮮近代外交史

キーワード：朝鮮史 近代史 外交史 日朝関係 開港期 漁業

1. 研究開始当初の背景

(1) 先行研究について

開港期(1876~1894年)の朝鮮外交をめぐっては、戦前の田保橋潔による研究(『近代日鮮関係の研究』朝鮮総督府中枢院、1940年)以来、少なくない蓄積があるが、以下のような問題を指摘することができる。

リアクションとしての朝鮮外交: 19世紀後半以後の東アジア国際関係を考える上で、朝貢と冊封に基づく清を中心とした「伝統」的外交体制と、西欧国際法に則った条約に基づく「近代」的外交体制の相克は、重要なファクターである。しかしこれを二項対立的にとらえすぎると、「伝統」的外交代制の中心である清と、「近代」的外交体制の東アジアにおける代弁者である日本の思惑ばかりが浮き彫りにされ、朝鮮外交は常にそのリアクションとして、断片的に描かれることとなってしまふ。例えば対清外交の代表的な研究である具仙姫『韓国近代対清政策史研究』(慧眼、1999年、ソウル)においても、清の「侵略的性格」が強調されるあまり、朝鮮外交の描かれ方は、結局受動的である。

この問題は、これまでの外交史研究において、突出した事件のみが集中的に扱われてきたということとも関係がある。開港期には、江華島事件や壬午軍乱、甲申政変、甲午農民戦争、朝露密約事件など、朝鮮近代史上の重大事件が立て続けに起こっていることは事実であるが、このように「目立つ」事件であればあるほど、先に述べた二項対立的把握の問題性は顕著になる。清との宗属関係を廃棄せずに展開した以上、微妙で複雑な要素を多分に含まざるを得なかった当時の朝鮮外交の姿は、このような事件をめぐっては、より一層見えにくくなってしまふのである。

実態分析の不足: その一方で、近年では特に中国史研究者たちのリードで、当時の東アジア国際関係をとらえる新しい枠組みについての議論が、活発に展開されている。例えば、それぞれの国家による「近代」的外交体制の概念に対する認識のずれが混在することを重視する研究(岡本隆司『属国と自主のあいだ 近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年)や、「不平等条約」体制における東アジア各国の能動的な外交政策展開に注目する研究(東アジア近代史学会『東アジア近代史』第13号《特集・東アジアの国際秩序と条約体制 近世から近代へ》、2010年)などがある。これらの議論は大変示唆的であるが、その論証は清の外交についての実態分析が中心であり、東アジア国際関係における朝鮮の重要性を考えると、朝鮮外交の分析は相対的に不足している。朝鮮史研究の立場から、具体的な事例をもってこれらの議論に積極的に呼応していくことが必要であるが、先述の理由もあり、朝鮮外交の実態は、より些少で日常的な懸案事項について、特に解明が不十分であった。朝鮮の外交主体についての分析 すなわち政府内外外交担当官庁(統理交渉通商事務衙門)の基礎的研究すら、未だ為されていなかったということは、そのような研究状況を端的に物語っているとさえよう。

(2) 筆者のこれまでの研究

そこで筆者は、まず統理交渉通商事務衙門についての基礎的分析を通して、「伝統」的要素と「近代」的要素が複雑に入り交じっている衙門の性格を把握した。このような正確をふまえて、清との楊花津入港問題(1884年)と、陸路貿易改編問題をめぐる朝清間の外交実態を明らかにした。この研究により、当時の朝鮮外交が、決してリアクションとしてではなく、積極的かつ臨機応変に生き活きと展開されていたことが確認できたが、その中で特に興味深い点があった。朝鮮は交渉の要所要所で、朝清間に定められた「朝清商民水陸貿易章程」(1883年)を主張の根拠として強調しているのであるが、その章程解釈が、清側のものと完全に食い違っているのである。

この部分が、朝鮮外交独自の構造を具体的に解明する上で重要なのではないかと考えた筆者は、平成21年度~平成23年度の科研費補助金(若手研究(スタートアップ)研究課題「開港期(1876~1894年)における朝鮮の対日外交政策研究」)を得て、今度は日朝関係における外交実態の分析を試みた。「不平等条約」である「日朝修好条規」を前提に展開された、関税率をめぐる問題、朝英条約均霑をめぐる問題についての外交交渉を分析したところ、ここでも条約運用の局面における日朝間の解釈の食い違いが問題となることがわかった。そこで筆者は、開港期における朝鮮外交の基本方針の一つには、「伝統」的・「近代」的外交体制が錯綜する当時の国際状況を背景として、条約本文の規定自体を自国に有利に制定するよりも、条約の解釈、運用によって自国の利益を最大限に引き出そうとする考え方があったとの結論を導き出した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上述した朝鮮近代外交史の先行研究に対する問題意識と、筆者のこれまでの研究から得た結論を確認・補強するために、より具体的な事例に基づく実態研究を進めようとするものである。中でも今回は、「伝統」的・「近代」的要素がより複雑に絡み合っていたにも拘わらず、これまで外交問題としてはほとんど検討されてこなかった漁業問題を取りあげることとした。具体的には、日朝間において1883年に締結される「日朝通商章程」第四十一款の漁業規定(以後「第四十一款」と略す)と、1889年締結の「日本朝鮮両国通

漁規則」(以後「通漁規則」と略す)について、それぞれの制定交渉過程、制定後の運用実態を明らかにする。

開港期の朝鮮外交は、そもそも独自の構造を持つものとしてとらえられてこなかったが、断片的な朝鮮外交が説明される際の視角としても、「属国自主」「東道西器」といった観念的な概念が用いられるに過ぎなかった。「条約の解釈・運用」という実践的な視角から、実態に即して朝鮮外交を構造的に解明しようとするのは、本研究が初めてである。

一方で、開港期の朝鮮漁業史研究は、日本の侵略史の一環として、日本漁民の朝鮮近海侵出過程を跡づけるものが中心であり(例えば、金秀姫「朝鮮開港以後に於ける日本漁民の朝鮮近海漁業の展開」『朝鮮学報』第153輯、1994年など)、朝鮮外交史上の懸案事項としては分析されてこなかった。ゆえに用いられる史資料も、水産省や漁業組合の報告書などが主体であり、外交文書の検討はほとんど行われていない。本研究においてはこれらの成果を十分利用しつつ、開港期の漁業問題を朝鮮外交史上に位置づけていくことが可能である。

3. 研究の方法

本研究の主作業は実態解明であるので、方法としては史料の収集・検討が重要な位置をしめる。開港期朝鮮外交に関する基本史料としては、ソウル駐在の各国公使と朝鮮政府の間で往来された文書を国別にまとめた『旧韓国外交文書』(高麗大学校亜細亞問題研究所、1965年)があるが、筆者はこのうち「日案」(日本関連文書収録)を、該当時期に関して、日付、発行元、宛先、内容などの項目を設けてエクセルでデータベース化した。これをもとに、奎章閣と外交史料館が所蔵する未刊行史料を調査し、相当数の漁業問題関連史料を入手した。

奎章閣所蔵の未刊行史料は、ほとんどマイクロフィルムでの閲覧が可能であるが、目録等による整理が不十分で、一つ一つ実際に内容を見て確認する必要があるため、従来の研究においても十分には活用されていない。しかし、この中には朝鮮の外交担当機関である統理交渉通商事務衙門が関わった文書が多数含まれている。特に釜山開港場に置かれていた朝鮮政府の地方機関である釜山監理署が統理交渉通商事務衙門に上げた報告書(「釜山監理署牒報」(奎章閣整理番号:奎24228))などの中に、漁業問題関連のものも多く、朝鮮側の動きを明らかにする上で、有効である。また、由来や脈絡が不明であった漁業関連史料も、日本側史料との突き合わせで、重要な意味をもつものであることがわかったものもある。

一方、外交史料館所蔵史料の中では、「日韓通漁規則訂約雑件」の検討が重要である。これは「通漁規則」締結に至るまでの、在韓公使、大蔵大臣、法務大臣らと外務省が往来した文書集であるが、朝鮮側の動きや授受文書も収録されており、締結交渉の具体的な動きを明らかにする上で必須の史料といえる。

これら文献調査の他、当時最も漁業関連の懸案事項が多く発生した済州島、所安島等の現地調査も合わせ、より実態に即した史料の解明を心がけた。

4. 研究成果

(1) 朝清商民水陸貿易章程第三条の成立過程、内容、運用実態の解明

(酒井裕美「開港期朝鮮の沿岸漁業をめぐる外交政策 朝清商民水陸貿易章程第三条を手がかりに」『東アジア近代史』第20号、2016年)

「第四十一款」の制定交渉を検討するうち、これが朝鮮と清との間で成立した朝清商民水陸貿易章程第三条の影響を多分に受けたものであったことがわかり、前提としてこの章程の交渉を検討することとした。

1684年、清は海禁を解除したが、出漁しての漁業は依然として禁止されていた。しかしこの後、朝鮮側の被害が報告されるようになる。肅宗は1701年を皮切りに6度にわたって清人の不法漁業厳禁を要請する咨文を清に送付した。これに対して清側からは、1712年に康熙帝の諭旨が下され、その後雍正帝期、『大清会典事例』に朝鮮の境界内で漁業を行った者に対する処罰規定が定められたが、その後も清人の朝鮮沿海における不法漁業は後を絶たなかった。

特に1842年以後、被害は深刻化し、黄海道沿岸には数十隻、数百人規模で清人が出現するようになった。先行研究によると、高宗代でも1869年、1871年、1880年にそれぞれ清人の不法漁業厳禁を要請する咨文が送付されている。これらの咨文の内容において、注目されるのは以下の二点である。第一に、朝鮮側は、「清漁民」の正体がほとんど海賊化しており、被害の深刻度が甚だしいと認識している点である。第二に、これまで黄海道が中心であった被害地域が、忠清道、全羅道にまで南下してきていることに危機感を持っているという点である。

朝鮮においても、出漁しての漁業は禁止されていたが、漁梁や漁箭を使用した沿岸漁業は、古くから土地にも比肩される課税対象であった。私有化と不法収税をめぐる問題が繰り返し提起されながら、英祖代に実施された均役法で国有化が徹底されたが、19世紀後半には再び私有化と不法収税が深刻な問題になっていた。例えば『承政院日記』からも、この問題の改善を訴える上疏が多くあげられていたことが確認できる。そしてここで注意すべきは、朝鮮における沿岸漁業の中心が忠清道、全羅道地域であったということである。すなわち朝鮮側は、重要な財源でありながら、ただでさえ疲弊して収税機能がほとんど麻痺している朝

鮮の沿岸漁業、その中心地である忠清道に、清人による打撃がさらに加えられることに対する警戒をもって、水陸章程制定交渉に臨んだと考えられるのである。

水陸章程第三条においては、海上貿易の解禁と同時に、朝鮮平安・黄海道と山東・奉天における往来漁業が認められている。ここに清人の平安・黄海道における漁業活動は、長年の不法時代を終えて合法化された。従来の研究において、壬午軍乱が清軍によって鎮圧され、大院君が清の保定に連行された状況下に成立した水陸章程は、清の朝鮮に対する圧力強化の象徴として捉えられるのが一般的であった。この漁業権規定も、同時期の日本やアメリカには認められていない内容であるのみならず、実質的に朝鮮側から山東・奉天に出漁する漁民がいたとは考えにくいから、一方的に清に有利な規定であると言え、清の圧力を読み取ることはできる。

しかし水陸章程については、朝鮮側の意図が反映されている部分を「成果」として評価する研究も現れており（最近では、崔蘭英「一八八〇年代初頭における朝鮮の対清交渉 「中国朝鮮商民水陸貿易章程」の締結を中心に」(『朝鮮学報』226輯、2013年)、朝鮮外交の戦略という本発表の課題を考える上で示唆的である。このような視角から、先述した朝鮮の漁業問題認識をふまえて該当条文を再検討したとき注目されるのは、第一に、地域が平安道と黄海道に限られていること、第二に、二年後の想定であるが、漁税収税の開始が規定されていることである。これを朝鮮の立場から積極的に解釈すれば、地理的にも清に近い平安道と黄海道については妥協するかわりに、漁業の中心地である忠清道を清人の侵入から守る、行き詰まった課税対象である沿岸漁業に対して、出洋漁業と清人に対する課税を新たな財源として設定する戦略であったと捉えることができるのではない。

このような朝鮮外交の戦略は、水陸章程制定後、実際の懸案事項において章程がいかに運用されているかを検討することによって、確認することができる。本論文では、代表的な事件として、徐長増事件(1885年3月、忠清道靑島)、孫作敏事件(1885年4月、忠清道洪州)、馬山浦事件(1887年3月、黄海道)、古群山島事件(1887年7月、全羅道)を取りあげた。朝鮮側が危惧したとおり、清人は忠清道以南に侵出して事件を起こしていることがわかるが、外交交渉において朝鮮側は、清に対して水陸章程違反を指摘し、清皇帝が制定した章程を遵守すべき事を繰り返し主張していた。漁業税についても、日本との交渉とも関連しながら、設定にむけた交渉が展開されていくことになった。

(2)「通漁規則」制定交渉の詳細と朝鮮の戦略的外交

(酒井裕美「日朝通漁規則(一八八九年)締結交渉の再検討 濟州通漁問題をめぐる朝鮮外交の展開を中心に」2020年6月現在、『上智史学』に投稿中)

日通商章程第四十一款の制定とそれに続く日朝通漁規則締結交渉の過程を、濟州通漁問題をめぐる朝鮮外交の展開と関連付けて明らかにした。当時濟州地域は日本漁民の通漁が問題化していたが、朝鮮政府は第四十一款の条文によってこれを解決するよりは、条文を適当に運用し、実態としてこれを解決する方針をとった。濟州現地における対応と、第四十一款の規定を巧みに利用した外交交渉の結果、朝鮮側は暫定的な濟州通漁差止を実現することに成功した。ゆえに続く通漁規則の制定交渉においては、この濟州通漁差止をいかに維持していくかという問題が朝鮮側の課題となった。日本側で作成された草案をもとに進められた交渉において、朝鮮側も通漁区域を具体的に論ずることは避ける一方、同時期に行われた古屋第二次要求についての交渉と「約書」の締結を通じて、濟州通漁差止の既成事実化と、実態としての濟州島民の漁業被害削減を試みた。結果的には、偶発的に起こった濟州島民の上京上訴に対応して「公文」を発行し、それを日本側が黙認するという形で朝鮮側は濟州通漁差止の既成事実化に成功、その後の通漁規則制定交渉に、通漁区域問題から積極的に臨むことはなかったのである。

このような実態解明から指摘できたことは以下の三点である。

第一に、一八八〇年代までの日朝漁業問題をめぐる外交交渉において、手探りであったのは日本も同様であったという点である。国内における漁業政策すらまとめきれていなかった明治政府にとって、日本漁船の朝鮮出漁状況を正確に把握することは困難であり、そのような状況での朝鮮との交渉は立案すら容易ではなかった。当然、隙や幅が生じざるを得ず、それは結果的に朝鮮外交の展開を助けることになった。

第二に、筆者がこれまで朝清商民水陸貿易章程、朝米修好通商条約、朝英修好通商条約、日朝通商章程などを題材に朝鮮外交の展開を跡づけるなかで、度々目にしてきた朝鮮外交の常套手段、すなわち条文を大枠にしておいて実態としては自国に都合よく運用したり、不都合な条文については交渉で消耗せず、細則で骨抜きにしようといった方法が、今回明らかにした漁業問題をめぐる外交においても確認できるという点である。確かにこのような外交の展開方法は、最も目につく基本的な条約文において自国の主張を十分に展開しないという点で、「無知無能」といった評価につながりやすいことは否めないが、実現可能性や実利益の確保という面から見れば、決して無視できるものではない。

第三に、第二の点とも関連するが、朝鮮にとって「条約」とは何だったのだろう、という疑問である。冒頭でも触れたように、当時の朝鮮外交は、必ずしも西欧国際法を基礎とする次元で構想されていなかった。すなわち、「条約」のとらえ方、運用の仕方において、ある意味自由であったとも言える。乱暴な言い方をすれば、朝鮮にとって、日本に対して「条約」

を忠実に履行しなければならない義務など、存在していなかったのではないか。これは、「不平等条約」の改正を国家目標として一心不乱であった明治日本とはかなり異質であったわけで、「無智」と切り捨てるよりは、開港期の東アジアにおける国際関係を考える上での示唆をくみ取るべきなのではないか。

総じて、これまで開港期の日朝関係のとらえ方は、日本による植民地化の前史として、強圧的な日本に対する受動的な朝鮮という構図が、多かれ少なかれ敷かれるものであった。しかしこの構図は、少なくとも一八八〇年代までの外交交渉については再考されるべきであろう。方針を定めきれない明治日本の外交は、日本の要求を正面から向き合うこと無くかわしつつ、逆に予測不能の対応をぶつけてくる朝鮮外交に、実はかなり振り回されていた。その様相は、日朝通漁規則締結交渉にあたっての朝鮮の漁業税徴収をめぐる外交に、より如実に表れてくるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 酒井裕美	4. 巻 20
2. 論文標題 開港期朝鮮の沿海漁業をめぐる外交政策 朝清商民水陸貿易章程第三条を手がかりに	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 東アジア近代史	6. 最初と最後の頁 24-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井裕美	4. 巻 229
2. 論文標題 朝米修好通商条約（1882年）における最恵国待遇をめぐる一考察	5. 発行年 2013年
3. 雑誌名 朝鮮学報	6. 最初と最後の頁 39-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井裕美	4. 巻 第6号
2. 論文標題 最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程 朝清商民水陸貿易章程成立以後を中心に	5. 発行年 2011年
3. 雑誌名 大阪大学世界言語研究センター論集	6. 最初と最後の頁 17-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井裕美	4. 巻 65
2. 論文標題 日朝通漁規則（一八八九年）締結交渉の再検討 済州通漁問題をめぐる朝鮮外交の展開を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上智史学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 酒井裕美
2. 発表標題 開港期朝鮮の沿海漁業権をめぐる外交政策 朝清商民水陸貿易章程第三条を手がかりに
3. 学会等名 東アジア近代史学会大会シンポジウム
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 酒井裕美
2. 発表標題 朝米修好通商条約（1882年）における最恵国待遇をめぐる一考察
3. 学会等名 朝鮮史研究会関西西部会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 酒井裕美
2. 発表標題 日朝通漁規則（1889年）締結交渉の再検討
3. 学会等名 朝鮮史研究会関西西部会月例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 酒井裕美
2. 発表標題 漁業問題をめぐる開港期朝鮮の対日本外交政策（原文韓国語）
3. 学会等名 仁荷大学校 韓国学研究所 国際シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 酒井裕美	4. 発行年 2016年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 335
3. 書名 開港期朝鮮の戦略的外交	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----